

核兵器禁止条約の批准を求める意見書提出に関する陳情

2017年7月7日、国連で「核兵器の禁止に関する条約（核兵器禁止条約）」が122カ国の賛成で採択されました。この条約は、その前文で「ヒバクシャ」の苦難に言及し、非人道性を訴え続けた活動に最大の敬意を表するとともに、条文では、加盟国に開発・保有・実験・使用だけでなく核兵器による威嚇行為も禁じる画期的なもので、核兵器保有国にも条約に参加する道をつくっています。

さらに同年12月には、この活動を被爆者と共に推進してきたICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）が、その活動を評価されノーベル平和賞を受賞しました。このことは、長年わたり二度と核兵器の惨禍が繰り返されることのないように、核兵器の廃絶を願ってきたヒロシマ・ナガサキの被爆者の悲願が大きく1歩踏み出されたものであり、被爆者はこの条約の早期発効を強く望んでいます。

また、国内で1729都市が加盟し、世界では162カ国・地域、7,417都市が加盟している平和首長会議は、2017年8月10日第9回平和首長会議総会において「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を行い、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めました。

つきましては、貴議会におかれまして、広島・長崎の被爆者の切なる願いと平和首長会議からの呼びかけに応え、政府及び国会に対して、核兵器禁止条約の批准を求める意見書を提出して頂きますようお願い申し上げます。